

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等について (厚生労働省 大臣官房地方課、職業安定局)

資料 2 - 7

令和 6 年版人権教育・啓発白書（抜粋）

第 3 章 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

1 研修

(9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修及び都道府県労働局の新規採用職員を対象とする中央研修において、部落差別（同和問題）等を中心とする人権の講義を実施している。

令和 5 年度は、2,179 人が受講した。

⇒ 以下の各研修の 1 カリキュラムとして、同和問題を中心とした人権について、職員が正しい理解と認識を深めるための講義を実施。

◆ 労働行政職員基礎研修（1,242 人※¹）

対象者：新規採用職員

研修内容：労働行政の意義に関する理解や、業務の遂行に必要な基礎知識・技術、研鑽に取り組む姿勢を身につけさせる研修

講師※²：担当補佐

実施頻度：毎年度 4、10 月（3 回）

◆ 公共職業安定所長研修（151 人※¹）

対象者：新任の公共職業安定所長

研修内容：公共職業安定所の最高責任者としての役割及び使命の自覚を促すとともに、業務の推進、職員の指揮をはじめとする安定所のマネジメントに必要な知識、技術及び態度を修得させる研修

講師※²：担当室長

実施頻度：毎年度 4～6 月（1 回）

◆ 公共職業安定所課長・統括研修（403 人※¹）

対象者：新任の公共職業安定所課長・統括

研修内容：課長・統括としての役割等や、職員を適切に管理監督・指導するために必要な知識及び技術を修得させる研修

講師※²：担当補佐

実施頻度：毎年度 4～7 月（6 回）

◆ 公共職業安定所係長・上席職業指導官研修（246 人※¹）

対象者：新任の公共職業安定所係長・上席職業指導官

研修内容：係長・上席としての役割等や、上司・部下等と適切な関係を築きつつ、担当業務を円滑かつ適切に運営していくために必要な知識、技能及び態度を修得させる研修

講師※²：担当補佐

実施頻度：毎年度 7～12 月（5 回）

◆ 事業主指導専門研修（137 人※¹）

対象者：行政歴が概ね 15～25 年の者で高齢者・障害者雇用等に係る事業主指導を担当する雇用指導官等

研修内容：事業主指導を円滑に遂行する上で必要とされる労務管理等に関する知識及び技術を修得させる研修

講師※²：担当補佐

実施頻度：毎年度 7、9、10 月（3 回）